

手数料の見直し

事務の名称	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務
-------	-----------------------------

<建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る審査手数料>

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
一戸建ての住宅 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この部中「省令」という。)第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。以下この部において同じ。)の認定を申請する場合	床面積の合計	200㎡未満	32,100円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては24,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては16,800円、適合証の提出がある場合にあつては5,100円)	33,800円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては25,500円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては17,800円、適合証の提出がある場合にあつては5,350円)	-
		200㎡以上	35,600円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては26,500円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては18,100円、適合証の提出がある場合にあつては5,100円)	37,500円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては28,100円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては19,100円、適合証の提出がある場合にあつては5,350円)	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この部において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この部において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合	床面積の合計	300㎡未満	63,500円 （仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては47,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては30,800円、適合証の提出がある場合にあつては9,550円）	67,000円 （仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては49,900円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては32,500円、適合証の提出がある場合にあつては10,000円）	-
		300㎡以上2,000㎡未満	106,000円 （仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては78,300円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては52,700円、適合証の提出がある場合にあつては19,400円）	112,000円 （仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては83,100円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては55,600円、適合証の提出がある場合にあつては20,400円）	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この部において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この部において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合	床面積の合計	2,000㎡以上5,000㎡未満	179,000円 （仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては136,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては94,500円、適合証の提出がある場合にあつては41,600円）	189,000円 （仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては144,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては99,900円、適合証の提出がある場合にあつては43,900円）	-
		5,000㎡以上	256,000円 （仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては198,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては143,000円、適合証の提出がある場合にあつては73,900円）	271,000円 （仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては210,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては151,000円、適合証の提出がある場合にあつては78,100円）	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
非住宅建築物 (省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下この部において同じ。)又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合	床面積の合計	300㎡未満	208,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては79,900円、適合証の提出がある場合にあつては9,550円)	219,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては84,500円、適合証の提出がある場合にあつては10,000円)	-
		300㎡以上1,000㎡未満	262,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては102,000円、適合証の提出がある場合にあつては16,000円)	275,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては107,000円、適合証の提出がある場合にあつては16,700円)	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
非住宅建築物 (省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下この部において同じ。)又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合	床面積の合計	1,000㎡以上2,000㎡未満	335,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては133,000円、適合証の提出がある場合にあつては25,400円)	354,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては141,000円、適合証の提出がある場合にあつては26,800円)	-
		2,000㎡以上5,000㎡未満	478,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては216,000円、適合証の提出がある場合にあつては73,900円)	505,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては228,000円、適合証の提出がある場合にあつては78,100円)	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
非住宅建築物 (省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下この部において同じ。)又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合	床面積の合計	5,000㎡以上10,000㎡未満	588,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては281,000円、適合証の提出がある場合にあつては116,000円)	622,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては297,000円、適合証の提出がある場合にあつては123,000円)	-
		10,000㎡以上25,000㎡未満	696,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては338,000円、適合証の提出がある場合にあつては147,000円)	735,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては357,000円、適合証の提出がある場合にあつては155,000円)	-

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後	改定額
非住宅建築物 (省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下この部において同じ。)又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合	床面積の合計	25,000㎡以上	件	793,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては396,000円、適合証の提出がある場合にあつては183,000円)	839,000円 (当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては419,000円、適合証の提出がある場合にあつては194,000円)	-
		複合建築物の建築物全体の認定を申請する場合		件	住宅部分について2の規定の例により算定した額と、非住宅部分について3の規定の例により算定した額とを合算した金額	-

【備考】

改正前後（改正なし）

- 床面積の合計は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この部において「法」という。）第29条第3項に規定する申請建築物（以下この部において「申請建築物」という。）又は同項に規定する他の建築物（以下この部において「他の建築物」という。）のそれぞれ1棟当たりの床面積について算定する。
- 上記2の場合において、省令第4条第3項第2号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値及び省令第5条第3項第2号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量を合計した数値を用いてエネルギー消費性能（法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この部において同じ。）を評価した建築物の床面積の合計は、当該認定申請を行う建築物1棟当たりから省令第4条第3項第1号に規定する共用部分を除いた部分について算定する。

【備考】

改正前後（改正なし）	
3	「仕様・計算併用法」とは、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)による評価方法をいう。
4	「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
5	「適合証」とは、当該計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この部において同じ。）又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この部において同じ。）が証するものをいう。
6	「モデル建物法による基準」とは、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
7	当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項の規定により他の建築物を記載する場合にあつては、当該他の建築物1棟につき、上記1から4までの規定の例により算定した金額を加算する。
8	法第30条第2項の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の部の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第6条の3第1項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を加算する。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。

(単位：円)

区分	単位	料金		
		改定前	改定後	改定額
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請に係る審査手数料	件	当該申請に係る申請建築物又は他の建築物の区分に応じ建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る審査手数料に規定する額に1/2を乗じて得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。		-

【備考】

改正前後（改正なし）	
1	新たに他の建築物を追加する場合における当該他の建築物に係る手数料は、上記の金額にかかわらず、当該他の建築物1棟につき、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る審査手数料の例により算定した金額とする。
2	複数の建築物について当該申請をする場合にあつては、当該建築物1棟につき算定した上記の金額（前号に規定する他の建築物の追加があるときは、同号の規定により算定した金額）の合計額とする。
3	法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定による確認申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の部の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第6条の3第1項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を加算する。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。

(単位：円)

区分	単位	料金			
		改定前	改定後	改定額	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る構造計算適合性判定手数料 床面積の合計	1,000㎡以内	件	206,000円 (140,000円)	207,000円 (140,000円)	-
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	件	272,000円 (173,000円)	273,000円 (174,000円)	-
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	件	305,000円 (189,000円)	306,000円 (190,000円)	-
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	件	404,000円 (239,000円)	405,000円 (240,000円)	-
	50,000㎡を超える	件	735,000円 (404,000円)	735,000円 (405,000円)	-

【備考】

改正前後（改正なし）

1 床面積の合計は、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する建築物1棟当たりについて算定する。

2 建築基準法第20条第1項第2号イ又は同項第3号イに規定するプログラムにより構造計算が行われたものは、（ ）内の金額とする。

<建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料>

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
一戸建ての住宅の判定を受ける場合	床面積の合計	200㎡未満	32,100円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては24,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては5,100円)	33,800円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては25,500円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては5,350円)	-
		200㎡以上	35,600円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては26,500円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては5,100円)	37,500円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては28,100円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては5,350円)	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の判定を受ける場合	床面積の合計	300㎡未満	63,500円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては47,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては9,550円)	67,000円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては49,900円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては10,000円)	-
		300㎡以上2,000㎡未満	106,000円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては78,300円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては19,400円)	112,000円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては83,100円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては20,400円)	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の判定を受ける場合	床面積の合計	2,000㎡以上5,000㎡未満	179,000円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては136,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては41,600円)	189,000円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては144,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては43,900円)	-
		5,000㎡以上	256,000円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては198,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては73,900円)	271,000円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては210,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては78,100円)	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の判定を受ける場合	床面積の合計	300㎡未満	208,000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては79,900円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては9,550円)	219,000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては84,500円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては10,000円)	-
		300㎡以上1,000㎡未満	262,000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては102,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては16,000円)	275,000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては107,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては16,700円)	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の判定を受ける場合	床面積の合計	1,000㎡以上2,000㎡未満	335,000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては133,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては25,400円)	<u>354,000円</u> (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては <u>141,000円</u> 、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては <u>26,800円</u>)	-
		2,000㎡以上5,000㎡未満	478,000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては216,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては73,900円)	<u>505,000円</u> (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては <u>228,000円</u> 、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては <u>78,100円</u>)	-

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後	改定額
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の判定を受ける場合	床面積の合計	5,000㎡以上10,000㎡未満	件	588,000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては281,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては116,000円)	622,000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては297,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては123,000円)	-
		10,000㎡以上25,000㎡未満		件	696,000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては338,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては147,000円)	735,000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては357,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては155,000円)

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後	改定額
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の判定を受ける場合	床面積の合計	25,000㎡以上	件	793,000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては396,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては183,000円)	839,000円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては419,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては194,000円)	-
複合建築物の建築物全体の判定を受ける場合			件	住宅部分について2の規定の例により算定した額と、非住宅部分について3の規定の例により算定した額とを合算した金額		-

【備考】

改正前後（改正なし）

- 床面積の合計は、当該判定に係る部分（一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定めるものを除く。）の床面積について算定する。
- 「仕様・計算併用法」とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)による評価方法をいう。
- 「モデル建物法による基準」とは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。

(単位：円)

区分	単位	料金		
		改定前	改定後	改定額
計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	件		当該判定に係る建築物の床面積に応じ建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に規定する額に1/2を乗じて得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。	-
建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微な変更に関する証明書交付手数料	件		当該証明に係る建築物の床面積に応じ建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に規定する額に1/2を乗じて得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。	-